

# ハローワーク特区について



## ハローワーク特区について

ハローワーク特区（\*）については、

- ① 平成24年5月7日に、地域主権戦略会議の下のハローワークチームにおいて、埼玉県及び佐賀県からの提案のとおり、その枠組みを合意し、
- ② この枠組みを規定する厚生労働省令を8月21日に公布した。

これを踏まえ、8月30日に、埼玉県知事と厚生労働大臣、佐賀県知事と厚生労働大臣との間で、それぞれ協定を締結したところ。

今後は、平成24年10月の開始に向けて、準備を進めていくことにしている。

\* ハローワークについては、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）に基づき、国が行う無料職業紹介等と地方の業務を一体的に実施する取組を全国的に進めているところ。

さらに、平成23年12月26日の地域主権戦略会議（議長・内閣総理大臣）で了承された「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」では「特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。」とされていた。



## ハローワーク浦和におけるハローワーク特区に関する協定書

埼玉県知事（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記の2（3）及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（平成23年12月26日地域主権戦略会議了承）を踏まえ、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、ハローワーク浦和で実施するハローワーク特区（試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うもの。以下「特区」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （指示）

第2条 前条の目的を達成するため、特区においてはハローワーク浦和及び埼玉県の業務に関する事項のうち次に掲げるものを推進することを基本とし、甲は、これに関し、規則附則第9条第2項の規定に基づき、埼玉労働局長（以下「丙」という。）に対し、別途定めるところにより、指示をすることができる。

- 一 ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
- 二 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 三 その他移管可能性を検証するために甲及び乙が必要と認める事項

### （人事交流の実施）

第3条 甲及び丙は、ハローワーク浦和における特区事業の実施に当たって、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、その職員について人事交流を行うものとする。

### （協議等）

第4条 甲及び丙は、事業計画の策定、事業の進捗状況の管理、事業の実績の評価その他の必要な事項を連絡及び調整するため、連絡調整会議を設置する。この場合において、連絡調整会議の構成員その他の必要な事項は甲及び丙が別途協議して定める。

- 2 本協定に定めがない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。
- 3 本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月30日

甲 埼玉県知事 上田 清司

乙 厚生労働大臣 小宮山 洋子

## ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書

佐賀県知事（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記の2（3）及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（平成23年12月26日地域主権戦略会議了承）を踏まえ、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、ハローワーク佐賀で実施するハローワーク特区（試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うもの。以下「特区」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業計画及び指示）

第2条 前条の目的を達成するため、特区においてはハローワーク佐賀及び佐賀県の業務に関する事項のうち次に掲げるものを推進することを基本とし、甲及び佐賀労働局長（以下「丙」という。）は、特区における事業内容、事業目標その他の必要な事項を定める事業計画を毎年度作成するものとする。

一 ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化

二 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化

三 ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化

四 その他甲及び乙が協議して決定した事項

2 甲は、規則附則第9条第2項の規定に基づき、必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項に掲げる事項に関し必要な指示をすることができる。

3 前項の指示は、甲が文書により丙に対し行うこととするほか、同項の指示を行う場合における形式及び手続については、甲と丙が別途協議して定める。

4 規則附則第9条第3項の規定に基づき、丙は、第2項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容についてハローワーク佐賀の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 甲は、前項の場合に該当しないと認める場合であって、丙が第2項の指示の内容について前項の措置を講じないときは、規則附則第9条第4項の規定に基づき、乙に対し、丙に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるように命ずることを要請することができる。

(要請)

第3条 ハローワーク佐賀における特区事業を実施するに当たり、甲及び丙は、第1条の目的を達成するため、必要と認める事項を互いに要請することができ、当該要請については誠実に対応するものとする。

(人事交流の実施)

第4条 甲及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、その職員について人事交流を行うものとする。

(連絡調整会議)

第5条 甲及び丙は、事業計画の策定、事業の進捗状況の管理、事業実績の評価その他の必要な事項を連絡及び調整するため、連絡調整会議を設置する。

2 前項の連絡調整会議の構成員その他の必要な事項は、甲及び丙が別途協議して定める。

(利用者の意見聴取)

第6条 甲並びに乙及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって、労働者、使用者その他のハローワークの利用者及びハローワーク佐賀管内の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

(情報共有)

第7条 甲及び丙は、ハローワーク佐賀における特区事業の実施に当たって知り得た利用者に関する情報については、利用者により良いサービスを提供するため、利用者の同意を得た上で、必要な範囲で相互に共有するものとする。この場合において、当該情報の具体的な範囲及び取扱については、甲及び丙が別途協議して定める。

(協議等)

第8条 本協定に定めがない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月30日

甲 佐賀県知事 古 川 康

乙 厚生労働大臣 小 宮 山 洋 子

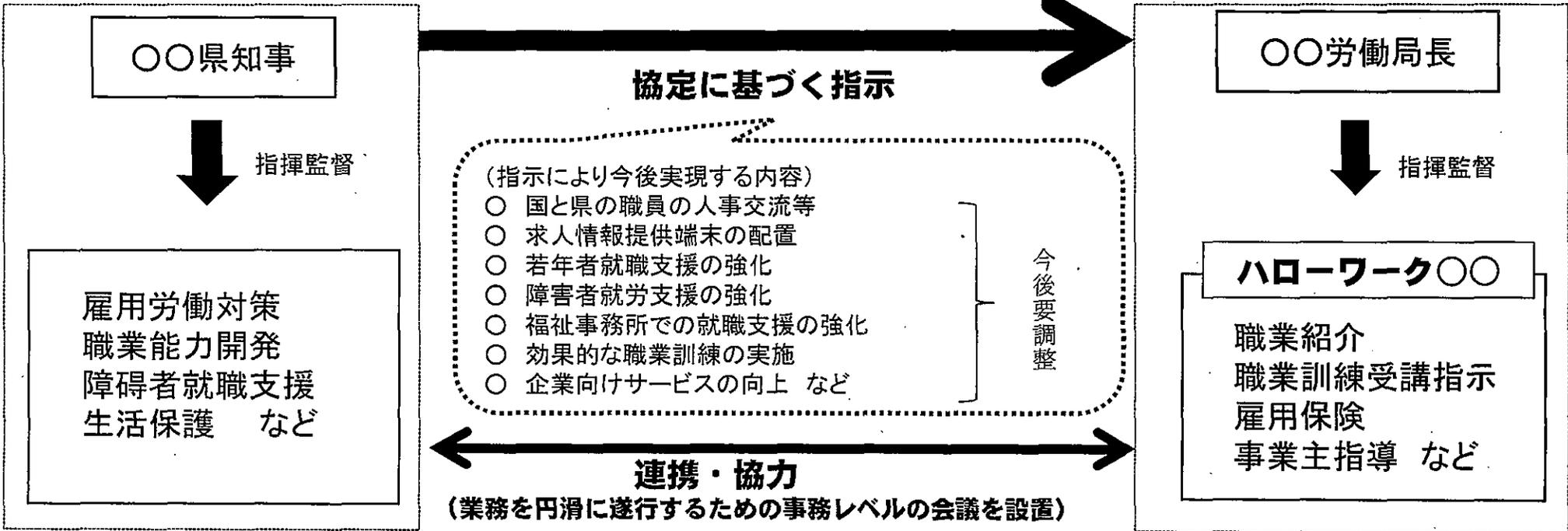
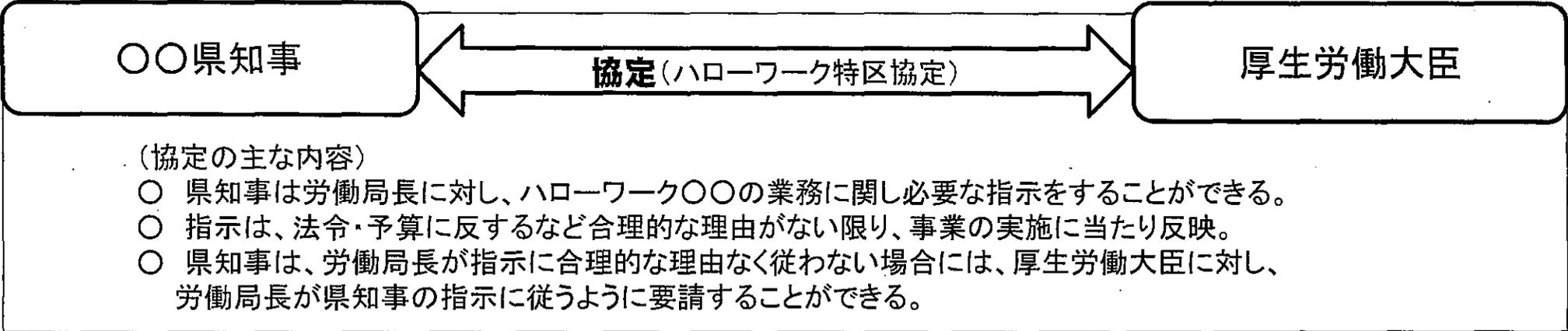


# ハローワーク特区

埼玉県・佐賀県  
からの提案

別添1

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。



## 1 趣旨

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(平成23年12月26日第15回地域主権戦略会議了承)に基づき、「ハローワーク特区」の取組を試行的に実施することとなっている。
- これについては、本年5月7日のハローワークチームにおいて特区の枠組みが合意されたところであるが、この合意内容を踏まえ、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)の一部を改正して附則に新たな規定を設け、併せて、「ハローワーク特区」の対象となる都道府県を告示で定める。

## 2 概要

### (1)雇用対策法施行規則の一部改正について(省令)

雇用対策法施行規則の附則に次に掲げる事項を新たに規定すること。

- ① 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)と、当該都道府県内の一の公共職業安定所(以下「協定公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長(以下「協定都道府県労働局長」という。)が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。
- ② 都道府県知事は、①の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができるものとする。
- ③ 協定都道府県労働局長は、②の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 都道府県知事は、③の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が②の指示の内容について③の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について③の措置を講ずるよう命ずることを要請することができるものとする。

### (2)雇用対策法施行規則附則第9条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事について(告示)

(1)の都道府県知事として、埼玉県知事及び佐賀県知事を定めること。

## 3 施行日

2(1)の省令は、平成24年10月1日から施行する。ただし、2(1)①に係る規定については、公布の日(平成24年8月21日)から施行する。

2(2)の告示は、告示日(平成24年8月21日)から施行する。

**「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」**（平成22年12月28日閣議決定）

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

## 記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

## (3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

## 出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。
「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	<p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。</p> <p>同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	<p>各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。</p> <p>3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。</p>